

神戸市青少年育成支援事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、青少年育成団体が、青少年の地域社会への参画を促し、将来の神戸を担うリーダーを育成することを目的とした野外活動や研修事業等の活動（以下、「青少年育成支援事業」という。）を実施するに際して、経費の一部につき補助金を交付することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱における青少年育成団体の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- （1）市内に活動の本拠を有する団体で、市内で青少年の健全育成活動を継続的に実施している団体。
- （2）必ず役員名簿、団体規約等を有し、規約等に会計監査の実施を定めていること。

（対象者）

第3条 補助事業の対象となる者は、前条に定める青少年育成団体とする。

（補助対象事業）

第4条 補助対象事業は、青少年の地域社会への参画を促し、将来の神戸を担うリーダーを育成することを目的とした、以下の各号に掲げるすべての要件を満たす事業とする。

- （1）キャンプ等野外活動、世代間交流活動、青少年及び指導者向け研修のうちのいずれかに該当する事業であること。
- （2）事業内容は、①自然体験、②農業体験、③宿泊体験、④地域貢献、⑤異文化体験、⑥高齢・障がい者施設交流のうちのひとつ以上の内容を含むものであること。
- （3）申請者である青少年育成団体が主催する事業であること。
- （4）県内で実施され、市内の青少年が誰でも参加できる事業であること。
- （5）政治・宗教活動に関する事業でないこと。
- （6）営利事業又はこれに類似する事業でないこと。
- （7）補助金の交付申請を行った年度の終了までに事業完了の見込みがあること。
- （8）本市の他の補助又は助成を受けていない事業であること。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、前条に定める補助対象事業の実施に必要な経費のうち、別表に掲げる経費とする。ただし、市長は、寄付金、参加費等当該事業収入、又は国、県、その他の団体等からの補助金等の収入と前項の規定により交付しようとする補助金の額の合計が事業経費の総額を超過する場合、その超過分を控除した額を交付するものとする。

2 補助対象経費は、第8条に定める補助金交付決定通知後に実施した事業を対象とする。

(補助金額)

第6条 市長は、青少年育成団体による青少年育成支援事業に関する経費について、1事業あたり20万円を上限として、事業経費総額の2分の1（ただし、補助対象経費の範囲内に限る）を予算の範囲内で交付することができる。

(補助金の交付申請)

第7条 青少年育成団体は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を指定する日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、補助金交付決定通知書により、青少年育成団体に通知するものとする。

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金等の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書により、青少年育成団体に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第9条 前条第1項に定める交付決定の通知を受けた青少年育成団体は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは、補助金交付決定内容変更承認申請書を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは、補助事業中止承認申請書を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定内容変更承認通知書又は補助事業中止承認通知書により、青少年育成団体に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第10条 第8条第1項に定める交付決定の通知を受けた青少年育成団体は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を市長に報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該

補助事業の完了後 30 日以内又は翌年度の 4 月 30 日のいずれか早い日までに、市長まで、提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第 11 条 市長は、補助金規則第 16 条による補助金の交付額の確定を行ったときは、補助金額確定通知書により、速やかに青少年育成団体に通知するものとする。ただし、確定した補助金の交付額が、第 8 条第 1 項に定める交付決定（第 9 条第 2 項の規定による補助金交付決定内容変更承認後の決定金額を含む）と同額の場合は、この通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第 12 条 青少年育成団体は、前条による交付額の確定後、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書を速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を青少年育成団体に支払うものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めたときは、交付決定額の 2 分の 1 を限度に概算払で補助金を交付することができる。青少年育成団体は、概算払を受けようとするときは、第 8 条第 1 項の補助金交付決定通知を受けた後、補助金請求書を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定により概算払をした場合、前条の規定による交付額の確定後、既にその額を超える補助金を交付しているときは、確定した交付額を超える部分の補助金について、青少年育成団体に対し期限を定めて返還を命じるものとする。
- 5 青少年育成団体は、市長から前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、期限内に市長の指定する方法で補助金を返還しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 13 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書により、当該青少年育成団体に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(帳簿の備付け)

第 14 条 青少年育成団体は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(施行細目の委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、所管課長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条関係）

科目	事業経費	
	補助対象経費	補助対象とならない経費
材料費等	・資材購入費、資料やチラシ等印刷費、消耗品費等	・飲食関係費 ※会議で使用する湯茶代、事業実施に伴う熱中症対策等のための飲料費のみ補助対象経費 ・参加賞費（景品、記念品、図書カード等の金券） ・表彰物品（賞状、表彰盾） ・他団体への寄付金、分担金、会費、参加者への現金支出等
使用料	・会場や物品の使用料	
謝 金	・講師や指導者への謝礼	・補助対象団体の役員及び構成員への謝礼
交通費	・バス借り上げ代等	・補助対象団体の役員及び構成員へのガソリン代
保険料	・事業参加者のための保険代	
郵送通信費	・事業案内の送付費等	